

藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画に基づく

建築士から建築主への 太陽光発電設備導入効果の説明義務制度に関する 説明会の開催について



建築士から建築主への
太陽光発電設備導入効果の説明義務制度を
令和7年4月1日より開始します。

説明会の内容

藤沢市における建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の内容や促進計画で定める事項の一つである建築士から建築主への説明義務制度や、太陽光パネルのリサイクル義務化に関する国の動向等についてご説明します。



建築士から建築主への説明義務制度の概要

市内全域(江の島特別景観形成地区を除く)において、建築物*の新築・増築の設計を受託した建築士は、建築物へ設置することができる太陽光発電設備の種類及び規模等について、工事着手前までに書面を交付して建築主に対して説明することが義務付けられます。

※ 延べ面積が10㎡を超えるすべての用途の建築物(仮設建築物等を除く。)



<日時>
3月18日(火)
午後3時～
午後4時半

<会場>
藤沢市役所
分庁舎3階
3-1会議室

<対象者>
市内において
設計業務に携わる
建築士・建設業界
団体の皆様

● オンラインでの同時開催

会場の定員が25名のため、可能な限りオンラインでの参加をお願いいたします。

参加方法)Web会議システム「Zoom」(定員100名)

ミーティングID:817 2025 3018 パスワード:p9eVLd7C

<https://us02web.zoom.us/j/81720253018?pwd=eQkjpPjGeurhlxS6U499QivDPZnaXD.1>

※ 説明会后、説明会資料を元に解説した動画を藤沢市のHPで配信予定。

お問い合わせ:藤沢市計画建築部建築指導課

(お電話)0466-50-3539

(E-mail)fj-kentiku@city.fujisawa.lg.jp

